

板橋区議会におけるハラスメント防止対策の具体的な案の検討について

令和 6 年 12 月 12 日の議会運営委員会において、議会のハラスメント防止対策として「相談窓口の設置（以下、「相談体制」という。）」、「議員の意識改革、意識啓発、研修の実施（以下、「研修等」という。）」を講じること及びハラスメント防止対策を講じるための法令・規定等として「指針等の策定」を行うことが決定した。

については、指針等の中で明示するため、下記のとおり、相談体制の構築及び研修等の実施案を具体的に検討していく。

記

1 相談窓口の設置について【検討事項①】

別紙(案)のとおり、被害者及び行為者の議員に対して適正な措置を講じるため、議員によるハラスメント被害が発生した際の相談体制を構築する。

2 議員の意識改革、意識啓発、研修の実施について【検討事項②】

ハラスメントを未然に防止するため、全議員がハラスメントを行わない許さないという共通認識を持ち行動していくよう、指針等について周知徹底を図る。

また、議員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解し、事案の発生を防止するため、全議員を対象に研修等を実施する。

【研修等実施案】

- ・ 指針等の説明会を開催
- ・ ハラスメントの知識を習得できる研修資料や動画等の共有
※全国市議会議長会「市議会におけるハラスメント防止研修動画」、内閣府男女共同参画局「政治分野におけるハラスメントの防止について」等
- ・ 勉強会等の実施 など

3 今後のスケジュール（予定）

日程	概要
2月6日（木）【議案説明会終了後】	全議員を対象に、ハラスメントの勉強会を開催
2月19日（水）【議会運営委員会】	①指針等（素案）の確認・議論、②策定後の周知方法等の議論
2月27日（木）【議会運営委員会】	①指針等（素案）の議論、②策定後の周知方法等の決定
3月21日（金）【議会運営委員会】	指針等（原案）の決定
3月24日（月）【本会議終了後】	全議員を対象に、決定した指針等の説明会開催
4月1日（火）	議会におけるハラスメント相談窓口の開設

4 その他

相談体制及び研修等、指針等の内容については、施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、見直しなど必要な措置を講じる。

(案)

ハラスメント事案への対応

議員からのハラスメントの事案が発生したときは、議長は、必要に応じて実態を把握するための調査を実施します。この際、当該議員は自ら誠実な態度を持って疑惑の解明にあたるとともに、事実関係の調査に積極的に協力することとします。

1 相談窓口・相談員

(1) 被害者が「区職員」の場合 【相談員】総務部人事課人事係長、健康管理係長

① 相談窓口・相談員の設置、情報の共有

「板橋区職員ハラスメント防止の指針(以下、「区指針」という。)」に基づき、議員からハラスメントを受けていると思う区職員は「区指針」に則り、相談窓口に相談又は苦情(以下、「相談等」という。)を申し出ることができることとします。

相談を受けた相談員は、「区指針」に基づき、相談内容の聴取を迅速かつ正確に行い記録に残します。また、被害者の意向を的確に把握し、併せて記録に残します。被害者が本指針に基づいた対応を区議会に望む場合には、被害者に許可を得た上で、必要な措置を施すことができるよう、相談員は区議会事務局(次長・庶務係長)へ相談内容を共有し、対応を要請します。また、区議会事務局は共有された相談内容を議長及び副議長へ報告し、議長に対応を要請します。ただし、行為者とされる議員が議長の場合は、議長には報告しないほか、対応は副議長が行います。同様に、行為者とされる議員が副議長の場合は、副議長には報告しないこととします。なお、議長及び副議長がともに行行為者とされる場合は、議長及び副議長には報告しないこととし、年長の議員に報告し、対応は年長の議員が行うこととします。

また、議長は被害者に許可を得た上で、必要に応じて、行為者とされる議員及

び関係者(被害者が申し出た事象を目撃したり、把握している者等。以下、「関係者」という。)の所属する会派幹事長等に情報を共有し、解決に向けての協力を要請することができることとします。

ハラスメントの申し出は、被害者だけではなく、被害者から相談を受けた区職員や、他の区職員に対するハラスメントを不快に思う周囲の区職員等も行うことができます。

相談等にあたっては、個人のプライバシーに配慮するものとし、面談だけでなく、電話やメールでも受付します。

② 相談等に対する適切な対応

相談窓口の相談員は、相談等に対して真摯に耳を傾け、被害者の意向などを的確に把握するとともに、被害者が萎縮するなどして相談等を躊躇することがないよう、被害者の心身の状況や当該言動等が行われた際の受け止めなどにも配慮しながら対応します。

また、区議会事務局(次長・庶務係長)が必要な確認等のために、被害者及び関係者に対して聴取する場合も同様とします。

③ 事実関係の迅速かつ正確な確認

事実確認は、被害者及び行為者とされる議員の双方並びに必要なに応じて関係者から、迅速かつ正確に行います。また、双方の主張に不一致があり、事実確認が十分にできないと認められる場合等には、被害者に許可を得た上で、必要に応じて第三者(会派幹事長等)に事実関係についての調査への協力を要請します。

なお、事実関係の調査に際しては、プライバシーの保護に十分配慮するほか、被害者や被害者を支援する者に対する非難や責任追及、あるいは被害者の排除や仕事の妨害等といった二次被害が起きないように十分配慮します。

また、聴取した事実関係については、必ず記録に残します。

A 「被害者」からの事実関係の聴取

相談員(人事係長、健康管理係長)は事実関係について、被害者のみが知り得るものなのか、被害者のほかに、関係者が存在するかも含めて次の事項を確認します。

- 当事者(被害者と行為者とされる議員)間の関係性
- 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。
- 被害者は、行為者とされる議員に対してどのような態度を取ったか。
- 上司等に対して相談しているか。
- どのような解決を望んでいるか。

また、被害者が対応を望む場合は、相談員は区議会事務局(次長・庶務係長)に相談内容を共有し、議長へ対応を求めます。

なお、相談員が聴取した内容について、さらなる確認等が必要な場合で被害者が了承した場合には、相談員同席のもと、区議会事務局(次長・庶務係長)が重ねて事実関係を聴取します。

B 「行為者とされる議員」からの事実関係の聴取

議長、副議長、協力要請を受けた会派幹事長等は、行為者とされる議員から次の事項に留意して、事実関係を聴取します。この際、議長の判断により、区議会事務局(次長・庶務係長)が同席する場合があります。

- 行為者とされる議員に対して、十分な弁明の機会を与えること。
- 行為者とされる議員の主張に対して耳を傾け、適切に対応すること。

なお、聴取に際しては、被害者への報復、当事者(被害者と行為者とされる議員)間のみでの当該問題に係る話を禁止することを伝えます。

C 「関係者」からの事実関係の聴取

被害者と行為者とされる議員双方の主張が一致しない場合は、被害者に許可を得た上で、関係者に事実関係を聴取します。

関係者が区職員の場合は、相談員(人事係長、健康管理係長)同席のもと、区議会事務局(次長・庶務係長)が事実関係を聴取します。

関係者が議員の場合は、議長、副議長、協力要請を受けた会派幹事長等が事実関係を聴取します。この際、議長の判断により、区議会事務局(次長・庶務係長)が同席する場合があります。

事実関係の聴取は次の事項に留意して行います。

- 被害者が主張している事実関係の有無、具体的な内容。
- 目撃者、証拠等の有無。
- 問題とされる言動等があった前後の被害者と行為者とされる議員の状況。

④ 適正な措置の実施

事実関係の確認の結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じて、被害者と行為者とされる議員に以下の措置を人事課と連携して講じます。

被害者に対して【人事課】	行為者とされる議員に対して【議長】
A 助言	a 指導・注意
B 当事者間の関係改善に向けての支援	b 研修の受講
C 被害者の職場環境の改善又は制度等の利用に向けての環境整備支援	c 被害者への謝罪措置
D 人事管理上の措置	d 当事者間の関係改善に向けての支援
E メンタルヘルスケア	e その他必要な措置
F その他必要な措置	

また、被害者が望んだ場合かつ必要な場合は、議長は以下の措置を講じます。

被害者に対して【議長】
A 助言
B 当事者間の関係改善に向けての支援
F その他必要な措置

(2) 被害者が「議員」の場合

【相談員】議長、副議長

① 相談窓口・相談員の設置、情報の共有

他議員からハラスメントを受けていると思う議員は、相談窓口である議長または副議長に相談又は苦情（以下、「相談等」という。）を申し出ることができることとします。相談等を受けた議長または副議長は、被害者の議員に許可を得た上で、副議長または議長及び区議会事務局（次長・庶務係長）へ情報を共有します。ただし、行為者とされる議員が議長の場合は、議長には情報を共有しないほか、副議長が対応を行います。同様に、行為者とされる議員が副議長の場合は、副議長には情報を共有しないこととします。

なお、議長及び副議長がともに行為者とされる場合は、年長の議員に相談等を申し出ることができます。この場合、議長及び副議長には情報を共有しないこととし、対応は年長の議員が行うこととします。

また、議長は被害者の議員に許可を得た上で、必要に応じて、被害者の議員または行為者とされる議員及び関係者（被害者の議員が申し出た事象を目撃したり、把握している者等。以下、「関係者」という。）の所属する会派幹事長等に情報を共有し、解決に向けての協力を要請することができることとします。

② 相談等に対する適切な対応

議長または副議長は、相談等に対して真摯に耳を傾け、被害者の議員の意向などを的確に把握するとともに、被害者の議員が萎縮するなどして相談を躊躇することがないように、被害者の議員の心身の状況や当該言動等が行われた際の受け止めなどにも配慮しながら対応します。

また、区議会事務局(次長・庶務係長)が必要な確認等のために、関係者に対して聴取する場合も同様とします。

③ 事実関係の迅速かつ正確な確認

事実確認は、被害者の議員及び行為者とされる議員の双方並びに必要な応じて関係者から、迅速かつ正確に行います。また、双方の主張に不一致があり、事実確認が十分にできないと認められる場合等には、被害者の議員に許可を得た上で、必要に応じて第三者(会派幹事長等)に事実関係についての調査への協力を要請します。

なお、事実関係の調査に際しては、プライバシーの保護に十分配慮するほか、被害者の議員や被害者の議員を支援する者が議員活動等の妨害を受けるなどの不利益を被ることがないように十分配慮します。

また、聴取した事実関係については、必ず記録に残します。

A 「被害者の議員」からの事実関係の聴取

被害者の議員から聴取をする者については、被害者の議員の意向を最大限尊重し、決定します。その上で、議長、副議長、協力要請を受けた会派幹事長等は、事実関係について、被害者の議員のみが知り得るものなのか、被害者の議員のほかに、関係者が存在するかも含めて次の事項を確認します。この際、議長の判断により、区議会事務局(次長・庶務係長)が同席する場合があります。

- 当事者(被害者の議員及び行為者とされる議員)間の関係性
- 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。
- 被害者の議員は、行為者とされる議員に対してどのような態度を取ったか。
- 周囲の議員に対して相談しているか。
- どのような解決を望んでいるか。

B 「行為者とされる議員」からの事実関係の聴取

議長、副議長、協力要請を受けた会派幹事長等は、行為者とされる議員から次の事項に留意して、事実関係を聴取します。この際、議長の判断により、区議会事務局(次長・庶務係長)が同席する場合があります。

- 行為者とされる議員に対して、十分な弁明の機会を与えること。
- 行為者とされる議員の主張に対して耳を傾け、適切に対応すること。

なお、聴取に際しては、被害者の議員への報復、当事者(被害者の議員と行為者とされる議員)間のみでの当該問題に係る話を禁止することを伝えます。

C 「関係者」からの事実関係の聴取

被害者の議員と行為者とされる議員双方の主張が一致しない場合は、被害者の議員に許可を得た上で、関係者に事実関係を聴取します。

関係者が他議員の場合は、議長、副議長、協力要請を受けた会派幹事長等が、事実関係を聴取します。この際、議長の判断により、区議会事務局(次長・庶務係長)が同席する場合があります。

関係者が区職員の場合は、議長は区議会事務局(次長・庶務係長)に事実関係の聴取を要請します。また、区議会事務局(次長・庶務係長)が聴取を行う際は、人事課(人事係長、健康管理係長)同席のもと行います。

事実関係の聴取は次の事項に留意して行います。

- 被害者の議員が主張している事実関係の有無、具体的な内容。
- 目撃者、証拠等の有無。
- 問題とされる言動等があった前後の被害者の議員と行為者とされる議員の状況。

④ 適正な措置の実施

事実関係の確認の結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じて、議長は被害者の議員と行為者とされる議員に以下の措置を講じます。

ただし、被害者の議員の意向を最大限尊重し、被害者の議員への措置は議長または副議長が行います。

被害者の議員に対して【議長または副議長】	行為者の議員に対して【議長】
A 助言	a 指導・注意
B 当事者間の関係改善に向けての支援	b 研修の受講
F その他必要な措置	c 被害者の議員への謝罪措置
	d 当事者間の関係改善に向けての支援
	e その他必要な措置

2 プライバシー保護のための措置の実施

ハラスメントの相談を受け、または事実関係の調査等を行った者は、当事者だけではなく、調査に協力した者など、関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

また、相談記録などの情報管理も、秘密が保持されるよう厳重に管理します。

3 不利益な取扱いの禁止

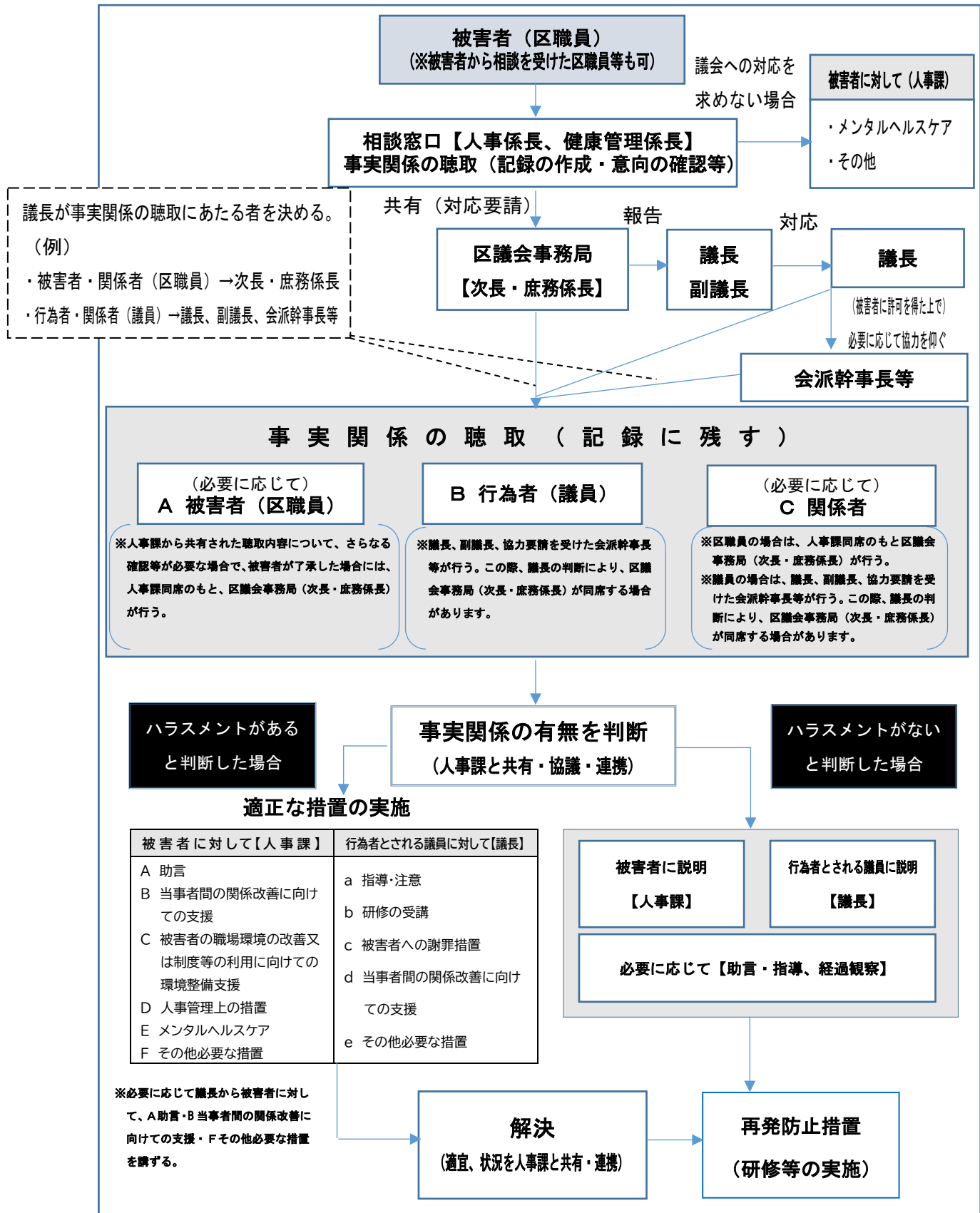
ハラスメントに対する相談等の申し出を行った者、事実関係の確認に協力した者、適正な措置を行った者など、正当な行為を行った者が、不利益な取扱いを受けることがないように、十分に留意します。

4 再発防止措置の実施

ハラスメントの事実が生じたときには、ハラスメントを行ってはならない旨の再度の周知徹底や研修の実施など、適切な再発防止策を講じます。

なお、事実関係の聴取を行った結果、ハラスメントの事実が確認できなかった場合においても同様の対応を行います。

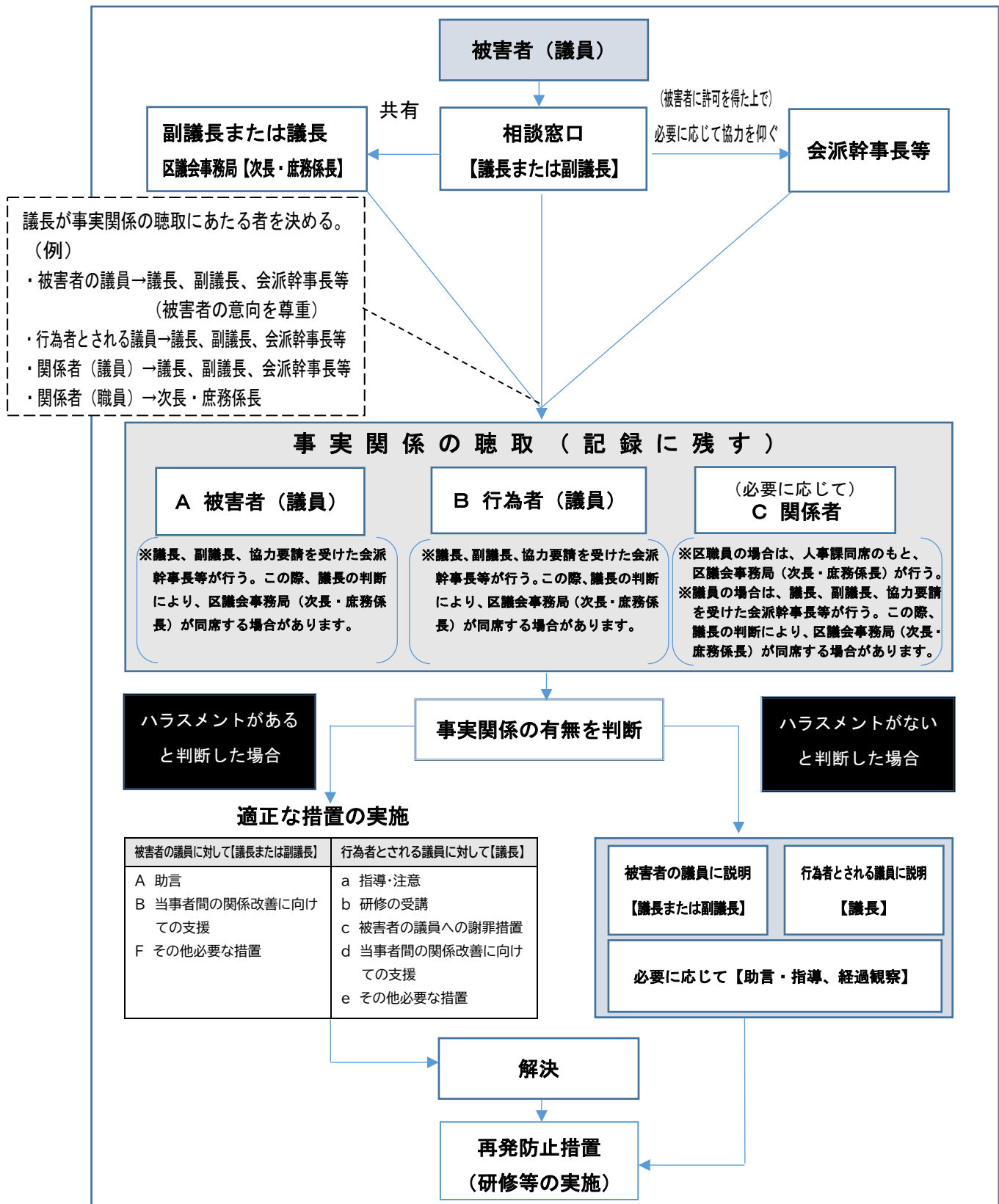
【被害者が「区職員」の場合の相談等対応フロー】



※議長が行為者とされる場合には、副議長が議長の対応を行う。

※議長及び副議長が行為者とされる場合には、年長の議員が議長の対応を行う。

【被害者が「議員」の場合の相談等対応フロー】



※議長が行為者とされる場合には、副議長が議長の対応を行う。

※議長及び副議長が行為者とされる場合には、年長の議員が議長の対応を行う。